

特別定額給付金のご案内

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。

迅速な申請手続きをおこなうため、皆様が記載する事項を必要最小限にしています。

的確な支給のため、お手数ですが本人確認書類、口座情報の添付にご協力をお願いします。

■支給額

1人につき 10万円を支給します。

■対象者

基準日（令和2年4月27日）に恵那市の住民基本台帳に記録されている方

■給付金を受け取る方

世帯の世帯主

■申請期間

令和2年5月11日（月） から 令和2年8月10日（月・祝）まで

※郵送の場合、当日消印有効。 期限後の受付はできません。

■申請方法

① **郵送申請方式**（同封の返信用封筒をご利用ください）

② **オンライン申請方式**（世帯主の方がマイナンバーカードをお持ちの場合に利用できます）

※ 感染拡大防止の観点から、郵送申請方式と、オンライン申請方式を基本としますが、やむを得ない事情がある場合に限り、窓口における申請が可能です。

■申請書添付書類

● **本人確認書類**：【世帯主（申請・受給者）】の運転免許証または健康保険証、マイナンバーカード等の写し

※代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類も必要です。

● **口座確認書類**：【世帯主（申請・受給者）】名義の振込みを希望する通帳またはキャッシュカードの写し

※詳しくは、記入例裏面の「必要な添付書類」を参照してください。

特別定額給付金についての問い合わせ 受付時間 8:30～17:15 平日のみ

（ただし、5月中は土日も上記の時間帯で受け付けます）

0573-26-2111（内線550～554）



恵那市役所 特別定額給付金推進室（会議棟小会議室）

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1



恵那市公式キャラクター
「エーナ」

特別定額給付金に関するお知らせ



給付金の サギに注意!!

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号
- 通帳
- マイナンバー
- 口座番号
- キャッシュカード

市区町村や総務省などが以下を行うことは
絶対にありません

- ✗ 現金自動預払機 (ATM) の操作をお願いすること
- ✗ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✗ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン **188**
(局番なしの3桁)

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン

0120-213-188

恵那市特別定額給付金推進室
0573-26-2111

お近くの**警察署**

警察相談
専用電話 **#9110**



総務省 給付金

 総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

 恵那市役所

令和2年5月